

## 住民監査請求に係る陳述等の実施要領

### (趣旨)

第1 この実施要領は、熊本県住民監査請求取扱要領(以下「取扱要領」という。)第13条に基づき、陳述等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (証拠の提出)

第2 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第7項に基づく証拠の提出は、監査委員が指定する日までに行わなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。

2 証拠の提出は、郵送等によることができるものとする。

### (陳述の聴取)

第3 陳述の聴取は、次の各号によるものとする。

(1) 法第242条第7項に基づく請求人の陳述の聴取及び取扱要領第8条第3項の必要に応じて実施する関係執行機関等の陳述の聴取は、実施日時、実施場所等を事前に請求人及び関係執行機関等に通知し、行うものとする。

ただし、陳述を行う者(以下「陳述人」という。)は、請求人・関係執行機関等又はそれらの代理人とし、代理人が陳述を行う場合は委任を証する書類を監査委員に提出するものとする。

(2) 請求人又は関係執行機関等が複数の場合、監査委員は、必要に応じて代表者の選出を求め、代表者に陳述を行わせることができるものとする。

(3) 陳述人は、監査委員が指定した日までに陳述人の名簿を提出しなければならない。

(4) 監査委員は、陳述人に対して、陳述内容を記載した陳述書の提出を事前に求めることができるものとする。

(5) 取扱要領第7条第3項の担当監査委員を選任した場合は、陳述の聴取は、担当監査委員全員で行うものとする。

(6) 陳述人は、監査委員の指示に従って陳述を行わなければならない。

(7) 陳述の時間は、1人当たり概ね30分以内とする。ただし、陳述人が複数の場合は、1人当たり概ね30分以内とし、合計で2時間以内とするものとする。

(8) 前号の陳述時間内に陳述が終了しない場合は、監査委員は陳述を終結させることができるものとする。この場合において、陳述を終えていない陳述人は、必要に応じ、陳述を補完するための書面を、監査委員が定める日までに提出することができるものとする。

### (立会い)

第4 陳述の聴取への立会いは、次によるものとする。

請求人又は関係執行機関等を立ち合わせるときの立会人は、請求人若しくは関係執行機関等又はそれらの代理人とし、代理人が立ち会う場合は委任を証する書類を監査委員に提出するものとする。

ただし、監査委員は、立会いにより、陳述の聴取の円滑な運営の支障となると認めるときは、立会いを制限することができるものとする。

- 2 監査委員は、立会いを認めた場合は、立会人の名簿を指定した日までに提出させることができるものとする。
- 3 立会人は、監査委員の指示に従って立会いを行わなければならない。

#### (陳述の中止等)

第5 監査委員は、陳述人が監査委員の指示に従わず、陳述の聴取の円滑な運営が困難であると認めるときは、当該陳述人の陳述を中止することができるものとする。

- 2 監査委員は、陳述人又は立会人が監査委員の指示に従わず、陳述の聴取の円滑な運営が困難であると認めるときは、当該陳述人又は当該立会人に退場を命ずることができるものとする。

#### (陳述の聴取の公開等)

第6 監査委員は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、陳述の聴取を非公開により行うことができるものとする。

- (1) 請求人が公開を望まない場合
- (2) 個人又は法人その他の団体の権利、利益を害するおそれがある場合
- (3) その他公開しないことに相当な理由があると認められる場合

- 2 傍聴を希望する者は、陳述の傍聴人受付に傍聴の申し出をしなければならない。
- 3 傍聴人の数は原則として10人以内とするものとする。

#### (傍聴の禁止)

第7 次のいずれかに該当する者は、傍聴することができないものとする。

- (1) 酒気を帯びている者
- (2) 凶器の類その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者
- (3) プラカード、のぼり、旗その他陳述の聴取会場に持ち込むことが不適當であると認める物品を携帯している者
- (4) その他陳述の円滑な運営を妨げるおそれのある者

#### (傍聴人の守るべき事項)

第8 傍聴人は、監査委員の指示に従い、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 陳述に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
  - (2) 放歌、談笑その他騒がしい行為をしないこと。
  - (3) 決められた傍聴場所以外の場所に立ち入らないこと。
  - (4) その他陳述の聴取会場の秩序を乱し、又は陳述の妨害となるような行為をしないこと。
- 2 監査委員は、傍聴人が前項の規定に違反したときは、傍聴人に退場を命じることができるものとする。

(陳述の撮影及び録音)

第9 監査委員は、陳述の写真、ビデオ等の撮影及び録音などの取扱いについて、あらかじめ決定し、公表するものとする。

(その他)

第10 この実施要領に定めのない事項については、監査委員が別途決定するものとする。

附 則

1 この実施要領は、平成22年4月1日から施行する。

2 住民監査請求に伴う証拠の提出及び陳述の取扱基準(平成15年3月6日制定)は平成22年3月31日をもって廃止する。

附 則

この実施要領は、令和3年2月19日から施行する。